

平成22年度栃木県食品衛生監視指導計画実施結果の概要

平成23年6月
栃木県保健福祉部生活衛生課

食品衛生法及びとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画に基づく「平成22年度栃木県食品衛生監視指導計画」の実施結果の概要をお知らせします。

監視指導の実施

○ 営業施設への立入検査

食品関係営業施設に対し、15,833件（達成率118.9%）の監視指導を実施しました。監視指導に伴い発見された違反等は279件で、これらに対する措置として指導票の交付、報告書・誓約書の徴収等を行い、改善を指導しました。

<重点監視指導事項>

食肉の生食や加熱不十分を原因とするカンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒が多発していることから、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒の防止対策の徹底、食品等事業者における記録の作成及び保存の徹底、食肉の適切な取扱等に係る特別取締りについて、重点監視指導に努めました。

○ 食品等の一斉取締り

8月及び12月に関係機関と合同で食品販売店68店舗に対し監視指導を実施し、61店舗において不適切な表示が確認され、改善を指導しました。

○ 食品等の検査

県内で製造、流通している食品を対象に3,904検体の試験検査を行いました。

食品衛生法で定める規格基準違反は23件で主な違反はアイスクリーム類からの大腸菌群の検出でした。また、衛生規範不適合は69件で、主な内容は生菓子類からの大腸菌群の検出でした。

有害物質検査については抗生物質等の残留基準違反の事例がありませんでした。

違反施設に対しては、速やかに立入検査を行い、改善指導を実施し、再発防止に努めました。

食中毒等の健康危害発生時の対応

県内の食中毒発生状況は14件で患者数は前年度より654名減の225名であり、病因物質別の発生件数はノロウイルスが6件で約半数を占めました。

原因となった飲食店営業施設の営業者に対しては、原因究明の調査、被害拡大及び再発防止を指導し、消費者に対しては、速やかに情報を公表し被害拡大防止及び注意喚起に努めました。

食品衛生に係る人材の養成・資質の向上

食品関係従事者等を対象に117回の衛生講習会等を開催し、6,765名が参加しました。

消費者及び農産物生産者等を対象とした食中毒予防や適正な食品表示についての講習会や県政出前講座等を48回実施し、2,194名が参加しました。

また、「とちぎ食の安全フォーラム」等を5回開催し、消費者、食品等事業者、行政担当者による意見交換を行い、食品の安全性等について情報の共有に努めました。